

## 監視強まる中国ウイグル地区企業との取引

### ◆米国は「ウイグル強制労働防止法エンティティリスト」に3社を追加

米国の国土安全保障省は、2023年8月、中国のウイグル地区の強制労働に関与している疑いが濃厚と判断した企業を掲載している「ウイグル強制労働防止法（UFLPA）エンティティリスト」に、食品添加物メーカーのChenguang Biotechおよびその関連会社1社、鉛蓄電池メーカーのCamelの計3社を新たに追加すると発表した。6月には10社が追加されており、UFLPAエンティティリストには、太陽光パネル関連や繊維・アパレル関連企業など、計35社が掲載されることとなった。

米国は、中国の新疆ウイグル地区に関連する製品の輸入を原則禁止とするUFLPAを22年6月に施行している。UFLPAでは、実際に強制労働により生産されたか否かに関わらず、ウイグル地区で生産された製品については、強制労働とは無関係であると輸入者が証明出来ない限り、米国への輸入が禁止となっている。

UFLPAエンティティリストに掲載されると、その企業が生産した製品、またその企業の製品を組み込んだ製品は、ウイグル地区で生産されていないものも含めて、米国輸入が禁止される。UFLPAエンティティリスト掲載企業と取引すること自体は禁止されていないが、掲載企業は、その後、米国の輸出規制や経済制裁の対象に指定されるケースが多く、将来的には掲載企業との取引が米国政府から制限される可能性も高い。

### ◆英国の大学もウイグルの人権侵害についての報告書を発表

米国以外でも、ウイグルの人権侵害への懸念が高まっている。英国のシェフィールドハラム大学は、22年12月に「ウイグル地域における自動車サプライチェーンと強制労働」と題する報告書を発表した。この報告書によると、ウイグル地区には自動車サプライチェーンに関連する企業が96社あり、そのうち38社で強制労働への関与が明らかになっているとしている。

この報告書を契機に、米国の上院議員が自動車業界に対してサプライチェーンでの人権侵害リスクについて質問状を送付するなど、ウイグル地区に関連する企業との取引への監視の目が強まっている。

【今村弘史】